

令和7年度仙台市地域経済循環創造事業交付金申請事業募集要項

1. 趣旨

本要項は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ本市から申請を目指す事業(以下「申請事業」という。)を募集するにあたり、必要な事項等を定める。

2. 参加資格

申請事業の募集に参加する民間事業者等(以下「事業者」という。)は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 事業者が個人の場合にあつては、本市の市税を滞納していないこと。また、個人事業主として申請する場合は、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと。
- (3) 事業者が個人以外の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと。

3. 対象事業

申請事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者が初期投資を行うものとする。

- (1) 申請事業の実施場所が本市内であること。
- (2) 国又は市が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと、もしくは受ける見込みがないこと。
- (3) 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (4) 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (5) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- (6) 下記アに規定する対象経費のうち、事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が下記イに規定する仙台市地域経済循環創造事業補助金(以下「補助金」という。)の額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。なお、経営者が民間事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

ア 対象経費

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、民間事業者等と連携する地域の大学が行う

イ 補助金の額

補助金の額は、対象経費から地域の金融機関等の融資額及び事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金の額の上限額は以下のとおりとする。

- i 融資額が補助金の額と同額以上 1.5 倍未満の額の場合 2,500 万円
- ii 融資額が補助金の額の 1.5 倍以上 2 倍未満の額の場合 3,500 万円
- iii 融資額が補助金の額の 2 倍以上の額の場合 5,000 万円

4. 応募方法・募集期間

(1) 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者は、政策調整課及び申請事業に係る部署へ事前相談の上、「(3) 提出期間」までに以下を提出しなければならない。

- ア 仙台市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る申込書(様式第 1 号)
- イ 参加資格及び対象事業に係る届出書(様式第 2 号)
- ウ 事業実施計画書(様式第 3 号)
- エ 申請事業の工程表(任意様式)
- オ 補助金事業の実施場所における登記事項証明書の写し
- カ 直近 2 年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出方法

正本1部、副本6部の合計7部を郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。併せて、提出書類のPDFデータを電子メールで送付すること。

(3) 提出期間

令和 7 年(2025年) 8 月 1 日(金)～11月28日(金)

持参の場合における受付時間は、平日の8時45分～16時30分とする。

※書類の提出は、令和 7 年10月31日(金)までに事前相談を行った上で行うこと。

(4) 提出先

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 2階

仙台市まちづくり政策局政策企画部政策調整課

E-mail：mac001610@city.sendai.jp

(5) 留意事項

ア 提出書類は、申請事業の選定に関する作業等以外に使用しない。

イ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

ウ 書類提出後は、事業実施計画書等の修正又は変更は認めない。

エ 提出書類は、選定されなかった民間事業者等の書類は破棄する。

オ 提出書類は、選定に関する作業等に必要な範囲において、複製することがある。

カ 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)に基づき、提出書類を公開することがある。

5. 選定

(1) 選定方法

ア 仙台市地域経済循環創造事業選定委員会の設置

本市が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした仙台市地域経済循環創造事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

なお、選定委員会は申請事業の選定への参加があった場合に開催する。

イ 審査方法

A) 審査はプレゼンテーション及び質疑応答により行う。

審査日時および会場は仙台市地域経済循環創造事業選定委員会から事業者へ連絡する。

B) 方法

i プレゼンテーションは事業者が事前に提出した事業実施計画書を以って行う。追加資料の配布は認めない。

ii 出席者は1事業者あたり3名以内とする。

iii 1事業者あたりの持ち時間はプレゼンテーション10分、質疑応答10分とする。

C) 審査項目は、次のとおりとする。

i 地域資源の活用（地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の地域資源を活用する事業であるか）

ii 公共的な地域課題の解決（地域経済の循環、関係人口の増加等、本市の地域課題の解決につながる事業であるか）

iii 事業の新規性（事業者にとって新規ビジネスであるか）

iv 事業のモデル性（市内で前例のない取組みであり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデル性となり得る事業か）

v 雇用計画（地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか）

vi 事業の実現性（事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか）

vii リスクに対する回避策（事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか）

viii 事業戦略（交付対象事業完了後、投資の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか）

ix 事業の収支計画（収支計画に妥当性はあるか）

D) 採点手順

- i 審査項目ごとに評価点を採点する。(5点：優れている、4点：やや優れている、3点：普通、2点：やや劣っている、1点：劣っている)
- ii 採点した評価点に係数を乗じたものを当該項目の審査点数とし、各項目の総和を求める。
- iii 審査項目のうち、審査員の全てが「1点」を付けた項目がある者、又は、審査員の半数以上が「2点」以下を付けた項目が3項目以上ある者は採択しない。
- iv 各審査員の審査点の総和が満点の総和の6割に満たない場合は採択しない。
- v 上記iii又はivに該当する事業者を除き、審査点の総和が最も高い事業者について採択を行う。

E) 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。選定された者が辞退または失格となった場合は、次点の者（ただし、「C) 採点手順」のiii又はivで選定されなかった者を除く）を選定する。なお、選定されなかった理由についての説明を求められたときは、本市は、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）に、書面にて回答する。ただし、選定結果に関する異議申し立て、参加者に関する情報、他の企画提案に関する情報等に関する問い合わせは受け付けない。

6. スケジュール

期間	内容
令和7年8月1日（金）～10月31日（金）	事前相談の受付期間
令和7年8月1日（金）～11月28日（金）	提出書類の受付期間 ※事前相談の上で提出すること。
令和7年12月中旬（予定）	選定委員会の開催
令和8年1月上旬（予定）	選定結果を通知
令和8年1月上旬以降	本市及び総務省との調整期間
令和8年4月以降（予定）	本市から総務省へ交付申請
	総務省からの交付決定通知
	補助金事業の着手
令和9年3月中旬（予定）	本市へ補助金事業に係る実績報告

7. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、民間事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合

8. 留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市と協議を行い、本市の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 提出にあたっては、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

9. 問い合わせ先

仙台市まちづくり政策局政策企画部政策調整課

電話番号：022-214-1110

E-mail : mac001610@city.sendai.jp